

海上公園の指定管理者候補者の決定について

港湾局では、海上公園における指定管理者候補者を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

今後、令和 4 年第一回東京都議会定例会に指定の議案を提出し、議決が得られた後、指定管理者の指定を行います。

記

1 施設及び指定管理者候補者の名称

(1) 有明親水海浜公園

東京臨海副都心グループ

代表団体 株式会社東京臨海ホールディングス

構成団体 東京港埠頭株式会社

株式会社東京レポートセンター

(2) 晴海緑道公園

東京港埠頭株式会社

2 指定の期間

(1) 有明親水海浜公園

令和 4 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（3 年 8 か月間）

(2) 晴海緑道公園

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで（6 か月間）

3 選定方法

特命による選定

(特命理由)

(1) 有明親水海浜公園

他の臨海副都心地区海上公園と管理運営業務の類似性・同一性があること、開園当初面積が狭小で管理事務所も無く単体での管理は非効率であることから、一体的かつ効率的な管理を実現するため、臨海副都心地区グループの指定管理者を特命により選定した。

(2) 晴海緑道公園

他の東部地区海上公園と管理運営業務の類似性・同一性があること、管理事務所の設置が無いため単体での管理は非効率であることから、東部地区グループの指定管理者を特命により選定した。

4 主な選定理由

(1) 有明親水海浜公園

- ・ 臨海副都心地区グループにおける公園の運営・管理実績を十分に有しており、かつ、良好な経営基盤を有している。
- ・ 事業計画書の内容から、近隣施設と連携した取組や、開園状況に応じた体制の確保が期待できる。

(2) 晴海緑道公園

- ・ 東部地区グループにおける公園の運営・管理実績を十分に有しており、かつ、良好な経営基盤を有している。
- ・ 事業計画書の内容から、住宅が隣接していることを踏まえて草刈や剪定防除を他の公園より多く実施するなど、適正な管理運営が可能と判断できる。

5 選定経過等

別紙「海上公園の指定管理者選定委員会審査報告書」に記載

6 候補者の事業計画書

管理運営に関する基本的事項、人員配置計画、管理運営計画及び維持管理計画等については、以下のURLをご参照ください。

https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/shiteikanrisya/sentei/post_33.html

＜問い合わせ先＞

港湾局臨海開発部海上公園課
(直通) 03-5320-5582